

令和 4 年 5 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 4 年 5 月 6 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和4年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年5月6日(金)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時35分

2. 場 所 武雄市役所4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎		○
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	4件
議案第7号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和4年5月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和4年5月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第1号から第7号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、1番 大島委員、11番 川口委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 4月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。
〇〇町の畑1筆の108㎡。譲渡人が「市外在住のため管理が難しい」、譲受人が「住居の近くで管理しやすい」ということで申請が提出されています。
農地の価格につきましては、〇〇です。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆の297㎡。譲渡人が「県外在住のため管理が難しい」、譲受人が「住居の近くで管理しやすい」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、〇〇です。

申請番号3番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、田1筆、畑1筆の合わせて64㎡です。譲受人が「平成20年に譲渡の話し合いをしており、所有する隣接地と一体で利用できるよう現在の形状にし、現在も耕作管理しているため所有地としたい」ということで申請が提出されています。農地の価格は〇〇です。

最後に申請番号4番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります、畑2筆の面積399㎡です。譲渡人が「町外に嫁ぎ管理が難しい」、譲受人が「住居の近くで管理しやすい」ということで申請が提出されています。農地の価格は〇〇です。1番から4番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

私からですが3番については、平成20年に話をして耕作はしている状態で新幹線の関係で台帳を見ていたら名義が変わっていなかったということで今回名義を変更するという事だったので承諾しました。他にありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地〇〇町の畑1筆437㎡。申請事由は「令和3年の水害により農機具が水没したため、嵩上げた畑に倉庫を建設して農機具を格納したい。」ということです。堆肥置き場についてすでにコンクリート舗装をされているため始末書を添付されています。工事完了時期は令和4年7月31日となっています。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町の田1筆の面積2,013㎡です。申請理由は、住宅用地として適地と判断したため宅地分譲区分は7区画で工事完了時期は令和4年8月30日となっており、申請前に盛土を行っているということで始末書が添付されております。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑2筆の面積が合計で223㎡です。申請理由は、住宅用地として適地と判断したため宅地分譲区分は1区画で工事完了時期は令和4年11月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は使用貸借権設定となっております。

ります。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積940㎡のうち776.5㎡です。申請理由は、現在、武雄町内の土地を借りて車庫及び資材置き場等で利用しているが、借地の継続ができなくなり、急遽代替地が必要となり、自分名義の土地を利用したい。ということで工事完了時期につきましては令和4年6月30日です。残りの143.5㎡については、令和3年5月に農機具置き場及び物置として転用許可を取得されています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積205㎡です。申請理由は、隣接地に新築した住宅及び農業用倉庫の進入通路として利用したい。ということで申請が提出をされております。現地についてはすでに工事完了しておりますので始末書添付となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号5番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田2筆の面積が合計の335㎡です。申請事由は、将来的なことを考え、両親宅に隣接している本申請地に住宅を新築したい。ということで工事完了時期につきましては令和4年9月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積417㎡です。起業してパン屋を始めるため、空き家バンクにて宅地を購入したが、購入した宅地だけではスペースが不足するため、駐車場として利用したい。ということです。工事完了時期につきましては令和4年11月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件については、4月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の 稲富 守 委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（13番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和4年4月26日午後1時30分から、A班及び地元委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議しました。

1件目については、武雄町での「宅地分譲」について申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。開発面積が8000㎡程あり、佐賀県からの開発許可も同時に必要となる案件でしたが、調査委員会をおこなった時点では現在協議中ということで申請まで至っていない状況でした。

このことから、開発の申請までに図面の変更等がある可能性もあり、計画

の妥当性があると判断できないとして農地転用の申請の際には、開発の申請までおこなったところで再度提出いただくよう取下げを依頼しました。

次に、2件目の議案第3号 申請番号1番の「分譲住宅」についても申請人から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

特に質疑等はありませんでしたが、土地の所有者が農地法の許可申請や届等なく現地に盛土をされていた為、始末書の提出を依頼し、了承いただきました。

以上、申請番号1番 の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりましたので、2番から6番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

——《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》——

会 長 次に議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。

この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請です。

〇〇町の畑1筆の277㎡。令和4年3月31日付けで一般住宅の許可を取られていましたが、土地の名義を妻との共有名義へ変更したい。ということで事業計画変更が提出されております。住宅や申請地等の変更がなされたわけではないのですが県に確認したところ、土地の所有権が変更される重要な事項のため計画変更申請は必要な事案であるということでした。

工事完了時期、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、質疑に入りたいと思います。何かございませんか。質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑開始)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—————

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。
議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第1号利用権設定計画(案)」を記載しています。
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
○○町、田、新規、1件、2筆、8398㎡。
再設定、12件、22筆、32902.54㎡。
○○町、田、新規、10件、14筆、21603㎡。
再設定、32件、68筆、134240.89㎡。
○○町、田、新規、2件、3筆、3121㎡。
再設定、18件、27筆、44809㎡。
○○町、田、再設定、15件、23筆、26056㎡。
○○町、田、新規、1件、1筆、2923㎡。
再設定、21件、52筆、59637㎡。
○○町、田、新規、2件、2筆、4838㎡。

再設定、12件、15筆、27728㎡。
○○町、田、再設定、1件、1筆、2409㎡。
○○町、田、新規、4件、6筆、9467㎡。
再設定、23件、46筆、63528㎡。
○○町、田、再設定、20件、51筆、65798㎡。
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について4件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、○○町にあります、畑3筆です。1筆につきましては、牛舎及び堆肥小屋を建てていたが、昭和50年頃に取り壊しその後放置していたもので、後の2筆は近隣の農地が耕作放棄とともに山林の形状となり、昭和60年4月頃耕作不可能として父が植林を行い、現在に至っているもので非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は○○町にあります、畑1筆105㎡です。50年以上前から山林になっていた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

続いて申請番号3番です。土地は○○町にあります、畑1筆165㎡です。70年以上前から畑を建物の敷地の一部として貸していた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号4番につきまして、土地は〇〇町にあります、田1筆0.15㎡で40年ぐらい前に家を建てる時から、建物の敷地の一部として使用していた。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明4件について原案どおり証明することに決しました。

————— 《議案第7号 空き地・空き家に付随した特例農地の指定》 —————

会 長 次に議案第7号を議題といたします。空き地・空き家に付随した特例農地の指定について1件の指定申請書が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明いたします。
申請番号1番。農地は〇〇町にある畑2筆、59㎡と265㎡です。1つは宅地とつながっており、もう一つも宅地裏の山林と隣接しており、許可後にはこの2筆を含め6筆が同じ名義でつながるため、特に問題はないものと考えております。住居の空き家空き地バンク登録については、令和4年3月17日となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かござい

ませんか。

19番委員 5月15日に推進委員さんと市職員さんと現地を確認しました。宅地の続きとなっており、5月から新しい人が住んでいて何ら問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。他にありませんか。はい。無いようですので質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号、空き家・空き地に付随した特例農地の1件の指定申請について、申請通り指定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第7号、空き家・空き地に付随した特例農地の1件の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年5月の農業委員会総会を終わります。